

## 「周縁」からみた東晉の正統性

——前涼における西晉愍帝年號「建興」奉用について——

板 橋 暁 子

はじめに

一、前涼の成立と兩晉交替

二、愍帝年號「建興」の繼續

三、張駿の上表文

むすび

はじめに

いわゆる「五胡十六國」<sup>①</sup>政權の本紀に相當する史傳は、現在通行している唐修『晉書』（以下、『晉書』）全一三〇卷の最後の三〇卷（卷一〇一〜一三〇）に「載記」として立てられている。ただしふたつ例外があり、前涼と西涼である。兩政權の君主の事績は『晉書』の「載記」ではなく、「列傳」の最後尾、すなわち

卷八六 列傳第五六 張軌 子寔 寔弟茂 寔子駿 駿子重華 華子耀靈 靈伯父祚 靈弟玄靚 靚叔天錫傳<sup>②</sup>  
 卷八七 列傳第五七 涼武昭王李玄盛 子士業傳

として立てられている。厳密に言えば、卷八八以降には「孝友傳」「忠義傳」「良吏傳」などが配されているが、それら類傳および四夷傳・叛臣傳を別にすれば、卷八六・八七兩傳は單に「載記」から除外されただけでなく、諸「列傳」のなかでも特別な位置づけにあることがわかる。

そして、『晉書』に先立って成立した「五胡十六國」史書を代表する北魏の崔鴻『十六國春秋』が

鴻 弱冠にして便ち著述の志 有り、晉魏前史 皆な一家を成すを見、意を措く所 無し。劉淵・石勒・慕容儁・苻健・慕容垂・姚萇・慕容德・赫連屈孛・張軌・李雄・呂光・乞伏國仁・禿髮烏孤・李嵩・沮渠蒙遜・馮跋等、並びに世故に因り、一方に跨僭し、各 國書 有るも、未だ統一 有らざるを以て、鴻 乃ち撰して『十六國春秋』を爲し、勒成すること百卷。(『魏書』卷六七崔鴻傳)

という認識のもとに編纂されたことに鑒みれば、このような兩傳の配置自體が『晉書』独自の史觀によるものであることは明らかである。<sup>3)</sup>

『晉書』における前涼君主・西涼君主列傳の配置については、鈴木桂氏が指摘するように、「漢人政權だから」という理由で「載記」から外されているわけではなく、「河西に獨立を守」り「河西漢人を束ねた」彼らの事績が重視されたことが大きな要因であったと考えられる。<sup>4)</sup> また、陳寅恪氏が「統治階級之氏族及其升降」等で早くに論じたように、唐室李氏は本來の出自とは異なる隴西李氏に自らの郡望を設定し、その遠祖を西涼の初代君主李嵩に求めた。<sup>5)</sup> 『晉書』における「五胡十六國」のなかで西涼が特別な配置を與えられた理由は、主としてそのような唐室との關係性にあることは疑いない。また、李嵩自身は前涼を繼承する政權として西涼を位置づけていたため、その主張に整合性を持たせるべく、『晉書』において前涼君主は西涼君主のすぐ前に立傳された、という理解は可能である。<sup>7)</sup>

だが、中國の正史における立傳の作法に即せば、兩者の間にはより明確な共通性を見出しうる、あるいは、共通性を強調するために敘述上の調整が加えられている、と想定できる。<sup>6)</sup> ここで、『晉書』編纂に参加した史官の歴史觀あるいは人

物評價を端的に示すものとして、前涼君主・西涼君主列傳の末尾に附された「史臣評」「贊」をみてみたい。

『晉書』卷八六 張軌 子寔……靚叔天錫傳

史臣曰く、長河の外區、流沙 紀を作し、玉關 懸險にして、金城 固を負む。有苗の竄るる攸、帝舜 投じて羈がず。渠搜 是に居り、大禹 卽けて方めて斂づ。世よ多難に逢ひ、五郡を嬰らせて以て誰何し、時に兵凶に遇ひ、三邊を阻みて高視す。久安の地に非ずと雖も、苟全の所と爲すに足らんか。周公 之を保ちて功を立て、士彥①之を擁して世を延ばす。摯虞②象を觀、洪災の流れざるを記す。侯瑾③泉を覘、霸者の斯に在るを知る。唯だ地勢のみに匪ずして、抑も亦た天道 有らんか。茂・駿・重華④は忠を資り武を踵ぎ、僻陋に崎嶇するも、本朝を忘ること無し。故に能く西のかた諸戎を控し、東のかた巨猾を攘ひ、累葉の珪組を結び、絕域の瓊寶を賦し、曜きを遐荒に振ひ、良に杖順の效に由る。祚⑤卑孽なるを以て、陰かに冢嗣を傾け……純嘏⑥微弱にして、竟に其の眾を亡ふ。身を魏闕⑦に奉じ、迹を朝流に齒べ、再び銀黃を襲ふは、祖徳の延慶ならん。

贊に曰く…三象 氣を構え、九土 瓜分す。鼎 江介に遷り、地 河濱に絶ゆ。誠を晉室に歸す、美なるかな張君。内に遺黎を撫し、外に逋寇を攘ふ。世よ既に縣遠にして、國も亦た完富す。杖順を基と爲すは、蓋し天の祐くる所なり。

①初代張軌の字 ②涼州が張軌のもとで戦亂から免れることを豫言した惠帝期の少府 ③敦煌出身の漢末の博士 ④第三・四・五代 ⑤第七代 ⑥第九代張天錫の字 ⑦建康の東晉朝廷

『晉書』卷八七 涼武昭王李女盛・子十業傳

史臣曰く、王者 圖を受くるは、威な世徳に資り、猶ほ混成の大帝に先んじるがごとく、一氣の兩儀を生むが若し。是を以て中陽 勃興し、豢龍の構趾を資く。景亳 統を垂るるは、吞鶩の開基に本づく。涼武昭王 英姿 傑出し、陰陽を運せて武を緯し、應變の道 神の如し。日月を吞みて以て天を經、成物の功 歳の若し。故に能く荒を懷け

暴を弼め、國を開き家を化し、五郡に宅りて以て藩を稱し、三分を屈して奉順す。若し乃ち『詩』秦仲を襲むれば、後嗣 削平の業を建てん。公劉を頌美し、末孫 配天の祚を興す。或ひは迹を汧渭に發し、或ひは化を邠岐に布き、實を覆して元天の基を創め、涓を疏して環海の宅を開く。彼に既に漸 有りて、此に亦た符を同じくす。是れ景いなる命 歸する攸、一朝の致すべきに非ずして、功を纍ね慶を積むは、其の由來する所 遠きを知る。

贊に曰く、武昭 英叡にして、忠勇 世に霸たり。王室 微ふと雖も、乃ち誠に替つること無し。遺黎 徳を飲み、絶壤 恵に霑ふ。社を積みて基を丕いにし、克く來裔を昌んにす。

これら「史臣評」「贊」において、前涼君主および西涼君主が贊美されている理由は、

① 河西地方の平和を守り繁榮を導いた…前涼・西涼

② 晉室への勤王を貫いた…前涼・西涼（引用文中の傍線部）

③ 唐室發展のいしずえを築いた…西涼

という三點に大別されるが、前涼・西涼に共通するのは①②である。前引の「河西に獨立を守り」「河西漢人を束ねた」という功績は①に當たるが、『晉書』史官にとつては、②もまた前涼・西涼に共通する美點として強調すべき事績であった。戦亂と分裂の時代にあつて、中國最西端の「周縁」にありながら晉室の忠實な藩屏の地位に留まりつづけたという「前涼・西涼」像を提示することが重視されていた、とみるべきであろう。

實際のところ、『晉書』本傳や他の史料に鑒みる限りでは、晉室に對する西涼の「勤王」活動は、わずか二〇年間の短命政權であることを考慮しても、「史臣評」「贊」に謳われるほどの実績があつたとは言い難い。一方で、前涼君主の場合、本稿で後述するように、ある程度實質のある「勤王」活動に勵んでいたことを示す史料が少なからず見いだされる。

前引の『晉書』卷八六「史臣評」の傍線部のように、前涼九代の君主たちは、天子を號した第七代張祚、および幼くして殺害された第六代張耀靈・第八代張玄靚を除き、基本的に「勤王」の藩屏として稱贊されている（初代張軌・第二代張寔

の名は、「史臣評」中では「勤王」と結び附けられていないが、西晉滅亡の前後に涼州刺史(牧)となった彼ら父子は、前涼九代の中でもとりわけ「勤王」に盡力した管臣として本傳中で詳細に記述されている。加えて、前涼の「勤王」像を前面に打ち出す『晉書』が唐初に成立して以降、晉代以來編纂されてきた各種晉史および崔鴻『十六國春秋』に代表される各種霸史が唐末五代の戦亂を経て次第に散逸をみたことも、前涼すなわち「勤王」政權という均質的な理解の普及を促していったといえよう。はるか後代、明朝の滅亡を見届けた王夫之もまた、前涼の第二代張寔に對し、「寔之戴晉也堅、而擇主也審」と高い評價を與えている。<sup>(9)</sup>

一方で、前涼の「勤王」の象徴でもありながら、その反證にもなりうるものとして史家の關心を引いてきたのが年號の問題である。よく知られるように、前涼君主は全九代のうち初代張軌から第八代張玄靚に至るまで、ごく短い期間を除き西晉愍帝の年號「建興」を四十九年にわたり奉用してきた。西晉最末期に長安で成立した愍帝政權は、四年目(三一六)に匈奴政權の漢によって滅ぼされ、五年目に愍帝自身も漢の都平陽で殺害された。晉室の正朔としての「建興」は實質的に四年で終焉し、建興五年三月、建康で晉王の位に就いた司馬睿(後の東晉元帝)は建武元年(三二七)に改元した。東晉の基盤である江南を初め中國各地で晉室を支持する勢力の大多數は東晉の正朔を承認し受容していったが、前涼はもともと司馬睿に即位を請願したにもかかわらず、年號は「建興」を奉じつづけたのであった。

『晉書』張寔傳においては「不從中興之所改也」と表現されるこの特異な現象に關聯して、古くは北宋の頃に「前涼は實際には獨自の年號を使用していた」と主張する龔穎の『運曆圖』<sup>(10)</sup>が現れ、その説は南宋王應麟の『玉海』にも採用されている。しかし、十九世紀末以來現在までつづく敦煌・トゥルファンを初めとする中國西北地域での遺跡發掘、出土史料研究の進展により、前涼支配下の地域においてほぼ半世紀にわたり「建興」が奉用され続けたことは、文献史料のみならず出土史料によっても事實として立證されるに至った。早くは侯燦氏が樓蘭等の出土史料と比較した上で龔穎『運曆圖』の非を指摘している。<sup>(11)</sup>

中國西北地域における出土史料のうち、河西地域で發掘された魏晉～五胡十六國期の出土史料（主な出土地區は敦煌・酒泉・武威・高臺等）の紀年に關しては、賈小軍「河西出土魏晉十六國文獻紀年信息申論」<sup>13</sup>が、先行する膨大な發掘報告・研究成果を參照したうえで、近年において最も總覽的な整理をおこなっている。疑義のない紀年史料として計七五點を用いる賈論文の統計表によれば、河西地域における「建興」紀年の出土史料として最も遅いのは、「建興四十六年」（三五八）の早灘坡晉墓および「建興卅六年」（三五八）の新店臺六四號墓である（實際には墓の紀年ではなく副葬品の紀年であるが、賈論文の統計表では個々の副葬品は示されない）。出土地區からいえば前者は武威、後者は敦煌であり、西域を掌握していた四世紀半ばの廣大な前涼全域においては、それぞれ東部と中部の中核をなす地域である。ただし、前者の早灘坡晉墓に關して賈論文が參照する『散見簡牘合輯』<sup>14</sup>は、早灘坡（一九號）晉墓から出土した前涼の將軍姬瑜の副葬品四點（No. 245-248）のうち、「建興」紀年の史料として最も遅い長史板の紀年を「建興卅八年（三六〇）四月廿九日」と釋讀する。また、賈論文の參照元のうち、『魏晉南北朝敦煌文獻編年』<sup>15</sup>および王素「有關前涼的紀年資料及前涼的年號問題」<sup>16</sup>は、前涼の紀年出土史料に關して特に充實した編年をおこなうが、兩者も姬瑜の副葬品四點を收録しており、そのうち最も遅い「建興」紀年史料として擧げる長史板を、やはり「建興卅八年（三六〇）四月廿九日」と釋讀する。また、『河西簡牘』<sup>18</sup>に「前涼・武威木牘」として圖録される當該の長史板もそのように判讀できるため、本稿でも、現時點までの河西地域の出土史料中に確認できる最も遅い「建興」紀年は「四十八年」であると考へたい。いずれにしても、これらの史料の存在は、前涼域内では「建興」が四十九年（三六一）まで奉用されつづけたとする『晉書』の記述をほぼ裏づけるものであるといえよう。

他方、最盛期前涼全域の西部にあたる地域、すなわち第四代張駿のときに高昌郡が置かれたトウルファン盆地を中心とする地域においても、前涼の紀年のある出土史料はしばしば確認されており、それらの多くは前掲の王論文ならびに同氏『吐魯番出土高昌文獻編年』<sup>20</sup>に編年されている。兩者に收められたトウルファン出土史料のうち、「建興」紀年のものは

「建興卅六年（三四八）九月廿八日」と記される柘銘一點である。白須淨眞・萩信雄兩氏も同柘銘を紹介する一方、トゥルファン盆地の南方にあたる樓蘭（タリム盆地東部）においても、スタイン發掘の出土史料中に「建興十八年」紀年<sup>22</sup>を見出せることを指摘する。そして註（19）『輿地志』記事および松田論文の説も踏まえて、張駿の勢力は樓蘭方面とトゥルファン盆地にほぼ同時期（建興十年代後半）に及んでいたとする<sup>23</sup>。

以上のように、前涼の本體ともいべき河西地域においては民間の副葬品に至るまで愍帝の年號「建興」が四十年以上用いられつづけ、また第四代張駿の時期に影響力を強めた西域においても「建興」十年代以降の紀年が用いられるようになったことは明らかである。しかし、前涼張氏は管内における「建興」の堅持によって何を意圖していたのか、という点については、前涼の「勤王」実績を稱揚する『晉書』自身でさえ明言しておらず、兩晉五胡十六國を扱う編纂史料の數量的な制約もあつて、十分に議論が盡くされきたとは言いがたい。

前涼は、西晉の漢人官僚が中國最西端に樹立した地方政權という、五胡十六國の中でも特異な性格を具えていることから、「勤王」を軸にした晉朝との關係性や他の「五胡十六國」政權との對外交渉にも獨自性が見いだされ、しばしば關心を集めてきた<sup>24</sup>。實際のところ、前涼は約四分の三世紀（三〇一―三七六年）にわたる歴史を通じて兩晉朝にのみ稱臣していたわけではなく、隣接する強大な「五胡十六國」政權、特に後趙や成漢に對して一時的に服従しその官爵を受けたり、さらには東晉の公認を得ずに「假」涼王<sup>25</sup>を稱するに及んだりするなど、晉朝（東晉）に對し背信的な行爲を重ねたことは、『晉書』や『資治通鑑』（以下「通鑑」）、崔鴻『十六國春秋』佚文などでも歴然と記述されている。前涼は他の「五胡十六國」政權と同様に、相應に自立を志した地方政權であり、東晉への「勤王」の標榜はある程度便宜的なものであつた、という理解は、近年の研究においてほぼ定着していると見えよう<sup>26</sup>。

このような理解には、筆者も基本的に同意するものである。しかし、前涼が存続した期間の大部分は東晉朝に重なるとはいえず、その政權基盤の形成は西晉末に始まるものであり、前涼の歴史の展開は、兩晉交替という中國史上の重要な劃期

と切り離して考えられるものではない。前涼の「勤王」の本質に迫るためには、東晉と前涼、ではなく、西晉（洛陽）長安朝廷と東晉（建康朝廷）と前涼、という視野において相互の關係性を探ることが求められよう。本稿では、前涼政權の成立経緯をふまえたうえで、前涼が堅持した「勤王」態度の一環ではあるが不可解な現象、すなわち、前涼は西晉滅亡後も愍帝の年號「建興」を放棄せず、東晉へ稱臣した後でさえ「建興」の奉用を繼續した、という現象とその意義について、考察を試みたい。

### 一、前涼の成立と兩晉交替

「五胡十六國」政權の多くと違い、前涼は存續期間の大部分を通じて晉朝に稱臣しており、一政權としての成立時期が必ずしも明確ではない。本稿では通説に従い、三〇一年を以て前涼政權の基盤形成が始まる時期と位置づけたい。同年に張軌が就任した護羌校尉・涼州刺史は、彼以後の前涼統治者が帯びる官號の基本となつてゆく。<sup>26</sup>

張軌は雍州安定郡烏氏縣の出身であり、代々孝廉を出してきた家柄であつた。惠帝の外戚賈氏が西晉朝廷に專權をふるい、世情が不穩さをます中で、惠帝の永寧年間（三〇一―三〇三）初め、張軌は自ら希望して、護羌校尉・涼州刺史という外任に赴いた。<sup>27</sup>

就任當初から鮮卑や盜賊の鎮壓などを経て張軌の威望は高まり、中原の混亂とは相反して涼州では比較的安定した統治がおこなわれた。張軌は當地の名族を屬僚として登用しながら、文教の振興にも力を入れた。八王の亂の進行とともに惠帝の身邊が危機にさらされると、張軌はるか西方から救援の兵をさしむけ、「勤王」の姿勢を一貫した。<sup>28</sup> 永興年間（三〇五―三〇六）には涼州で劫掠をおこなう鮮卑を大々的に平定し、惠帝から安西將軍を加えられ、安樂郷侯に封ぜられた。<sup>29</sup>

惠帝の歿した光熙元年（三〇六）には武威郡の姑臧に治所を移し、以後はこの地が涼州の發展を擔う中心地となつた。<sup>30</sup> 洛陽では東海王司馬越に擁立されて懷帝が即位し、中原に大戰禍をもたらした八王の亂はようやく收束したが、このこ



ろ（永嘉元年（三〇七）司馬越の弟である南陽王司馬模が都督秦雍梁益諸軍事として雍州の中心である長安に出鎮してき<sup>31</sup>た。雍州は秦州を挟んで涼州の東方に位置する。まもなく洛陽が王彌ら漢軍（匈奴）勢力の侵攻にさらされると、張軌は先年の出兵にひきつづき、涼州から洛陽に援軍を送った。結果、懷帝からその忠義を嘉されて西平郡公に封ぜられたが、張軌は受けなかった<sup>32</sup>。さらに、相次ぐ戦亂で國中が荒廢しきつたこの時期にあつては各地から朝廷への貢納もほとんど途絶えていたが、最西端涼州の張軌だけは地方官として貢納を絶やさず、朝廷はたびたび璽書を下して彼をねぎらつた<sup>33</sup>。愍帝期にまでつづく、このように継続的で實質が伴つた張軌の「勤王」活動は、晉朝の崩壊をまのあたりにしていた人々に強い印象を與えたと考えられる。

張軌はやがて病のため子の張茂に州政を託すようになったが、これに伴い涼州域内の太守らが張軌を退かせようと不穏な動きを見せるようになる。結局事なきをえたものの、次いで涼州の大族が州刺史の地位を狙つて劃策し、張軌は懷帝や司馬模の介入をも経て、州全體をまきこんだ反抗勢力をようやく鎮壓する。

そして、中原のみならず涼州内部も平穩ならざるこの時期にあつても張軌はなお洛陽への物資援助を怠らず、永嘉五年（三二一）漢軍がついに洛陽に迫ると、配下の將軍に五千の兵を率いさせて京師の防衛にあたらせた<sup>34</sup>。中原以外の出鎮者・刺史でこのような援兵を送つたのはほぼ張軌のみである。一方で、洛陽陥落に伴い懷帝が漢朝の都平陽に連行されたことを承けて、張軌は懷帝奪還のために擧兵しないことで屬僚から非難され、「本心では擧兵したい（是孤心也）」と應じながらも非難に甘んじている<sup>35</sup>。

洛陽陥落後、宗室の中でかろうじて生き延びた秦王司馬鄴（愍帝）が曲折を経て長安に入り、新しい朝廷が成立する（皇太子としての就位は永嘉六年（三二二）九月、皇帝としての即位は永嘉七年＝建興元年（三二三）四月）。涼州は長安と同じ關西に位置するとはいえ、秦王の關中入りから即位までの過程において、張軌は豫州刺史閻鼎らのように秦王の身柄を直接保護して隨行するようなことはなかった。しかし秦王が關中入りしたことを知ると、張軌は檄を飛ばして關中各勢力に奮起

を呼びかけ、秦王を正式な帝位継承者としてみとめるとともに、漢の將軍劉曜から長安を奪還するために涼州から實際に派遣する指揮者と兵數、さらに諸軍が合流する時期と地點までを言明した。<sup>(36)</sup> 洛陽陥落後に漢朝側に殺された司馬模の子、南陽王司馬保は父と對立していた秦州刺史裴苞が涼州の勢力によって逐われると、秦州を實質的に掌握したものの、長安奪還のために軍を動かした形跡がない。それと對照的に、秦州よりさらに西にある涼州の刺史張軌は、雍州刺史賈疋と並んで長安奪還戦に参加しようとして試みたようである。<sup>(37)</sup> すなわち、自身の勢力を損耗してでも「勤王」を實踐すべきという懷帝期以來の張軌の方針は、洛陽陥落後も維持されたのであった。

秦王が皇太子として立つと、張軌は驃騎大將軍・儀同三司を授けられたが辭退し、重ねて使いを受けてもなお固辭した。<sup>(38)</sup> 建興元年（三一三）愍帝が即位すると、張軌は司空を授けられたがまた辭退した。<sup>(39)</sup> このころ劉曜が雍州の北地郡に侵攻したため、張軌は三千の兵を送って長安を守らせたが、愍帝がこれを嘉して侍中・太尉・涼州牧・西平公を授けてもなお固辭した。<sup>(40)</sup> しかし明くる建興二年（三一四）二月、張軌は遂に太尉の官と西平郡公の爵を受け、その三か月後に太尉・領護羌校尉・涼州刺史・西平公として歿した。<sup>(41)</sup>

晩年に疾病が重くなった張軌は刺史の職務を子の張寔に代行させることを愍帝から許されていたが（註（41）参照）、張軌の死後、その生前から實質的に州政を運営していた子の張寔は涼州の人々に推戴され、愍帝はこれを受けて、「宜しく西海に世表たるべし」と涼州統治の世襲を事實上公認する詔によって、張寔に持節・都督涼州諸軍事・西中郎將・涼州刺史・領護羌校尉・西平公を授けるという特例措置をおこなった。<sup>(42)</sup> 前涼張氏が都督も拜するようになったのはこのときからである。それから約一年後の建興三年（三一五）十二月、涼州域内の縣長が「皇帝璽」を得て刺史のもとに献上してきたが、張寔はそのまま長安に送付した。<sup>(43)</sup> これによって張寔は先代張軌の方針を繼承し、あくまで晉臣の分を守る姿勢を涼州の内外に顯示することを選んだのであった。

明くる建興四年（三一六）、晉朝に對する劉曜らの攻勢が強まる中で、張寔はかつて張軌が洛陽の懷帝に對して「郡國

秀孝貢計・器甲方物」を献上し、「遣使貢獻、歲時不替」という忠勤を示したのと同様に、長安の愍帝に對しても諸郡の貢計や特産物・圖書類を送り届けた。ただしこのとき、張寔はもともと督護の王該に「諸郡貢計」を長安へ届けさせようとしていたところが、劉曜の軍隊が長安に迫っていたために、王該を將軍として歩騎五千人を率いさせ、長安防衛の任をも兼ねさせて派遣したのであった。この結果、張寔は愍帝から都督陝西諸軍事の官を授けられた。<sup>(45)</sup>しかし、數か月にわたる籠城戦を経て晉朝側の劣勢はもはや覆らず、同年十一月、長安はついに陥落した。陥落の直前、城内に飢餓が蔓延し、人相食むという極限状況においてもなお「涼州義眾千人」のみは離散せず長安防衛の任に徹した。<sup>(46)</sup>この「義眾」は張寔が先に遣わした五千人の一部と解しうるが、同じ長安陥落直前の状況を描寫する『通鑑』卷八九建興四年九月條の記事に對する胡三省注には「涼州の義眾、張軌父子の遣はす所の兵なり」とあるように、張軌の生前より涼州から繼續的に派遣されてきた兵力の殘存した者ともとれる。

その後、張寔は愍帝が平陽に連行されることを知り、複數の將軍から成る大部隊を編成して東方への派遣を試みた。<sup>(47)</sup>これは中途で羌族に阻まれたため果たされなかったものの、同時期には司馬保の要請に應じ隴右方面(保の本據地)の賊軍を討つべく援兵を送るなど、<sup>(48)</sup>長安朝廷の實質が失われた後もなお、晉室に對する獻身的な姿勢を維持した。<sup>(49)</sup>

長安陥落からほぼ一年後の建興五年(三一七)十二月、愍帝が平陽で殺害され、おそらく翌年になってその知らせが關中にも至ると、司馬保はついに自ら帝位に就くことを劃策しはじめた。この動きに對して張寔は支持を示さず、かえって江南の健康を基盤とする宗室司馬睿に勸進の使者を送り、帝位繼承者として正式に奉じる意志を表明した。その経緯は以下のようであった。

時に南陽王保 尊號を稱せんことを謀るに、破羌都尉張詵 寔に言ひて曰く、「南陽王 莫大の恥を忘れ、自ら尊ばんと欲す、天 其の圖籙を受けず、<sup>(50)</sup>德 以て應運するに足らず、終に時を濟ひ難を救ふ者に非ざるなり。晉王 明德 昵藩にして、先帝 憑屬す、宜しく表して聖德を稱し、尊號に即かんことを勧め、檄を諸藩に傳ふべし、言を相府に

副ふれば、則ち競はんと欲するの心や息み、未だ合はざるの徒散れり。之に従ふ。是に於て檄を天下に馳せ、晉王を推崇して天子と爲し、牙門蔡忠を遣はして表を江南に奉らしめ、尊位に即かんことを勸む。是の歳、元帝建邺に即位し、年を太興に改むるも、寔寔猶ほ建興六年を稱し、中興の改むる所に従はざるなり。(晉書 張寔傳)

すなわち、張寔ら涼州の主従は、本來琅邪王であった司馬睿が前年(三二七)三月に晉王として即位したことはかねてより承知しており、かつ張寔は、劉曜に投降する直前(三二六年十一月)の愍帝から「司馬睿を帝位繼承者として輔弼するよう」に」という主旨の詔を授かっていたにもかかわらず、司馬睿に對してはこれまで働きかけてこなかった。そして三一年に至り、帝位に相應ではない宗室(司馬保)の策動を知って初めて、司馬睿のもとに皇帝として即位するよう勸進の使者を送ったという流れであった。張寔の配下張詵が呈した進言において強調されているのは、司馬保は「自尊」しようとしたため帝位に不適格であること、そして司馬睿は愍帝(西晉帝室の本流)に對し近親性を有することである。つづく文言からすれば、張詵は張寔に對し、「各地の藩屏と合同して、司馬睿が帝位に就くよう勸進すべき」と主張している、つまり帝位に就く者は(天命に限らず)天下の人々の推戴を受けたうえで即位すべきと主張しているのであり、これを退けなかつた張寔もまた、その見解に同意したものとみられる。だが、張寔の勸進の使者が建康に到着したのは、結果として司馬睿の即位・改元後になった。改元の報は、通常であれば建康から涼州に戻った使者によって伝えられたはずであるが、張寔が示した對應は、「猶ほ建興六年を稱し、中興の改むる所に従はざるなり」というものであった。この「猶稱建興」方針は、張寔以後も前涼において繼承されてゆくが、その意味については後章で検討したい。

張寔が司馬睿に勸進をおこなってから二年後、すなわち東晉元帝の即位から二年後、大興三年(三三〇)五月に司馬保が歿した後は、その繼嗣として据えられた宗室もまもなく劉曜に殺され、晉王政權、實質的には秦州政權と呼ぶべき勢力も斷絶してしまい、關西の有力な親晉政權として存続し得たのは、ついに張氏が治める涼州のみとなった。司馬保の死と秦州政權の崩壊を受けてその遺民が大量に涼州に流入してきたため、涼州の人口は充實し、張寔は「自ら險遠を恃み、頗

る自ら驕恣す<sup>(52)</sup>」になったとあるが、「猶ほ建興六年を稱し」てから司馬保に一月遅れて太興三年<sup>(53)</sup>建興八年六月に死去するまで、張寔自身は何らかの稱號を自らに加えるということはしなかった。

## 二、愍帝年號「建興」の繼續

前章では、涼州からの勸進の使者の到着を待つことなく皇帝として即位・改元した司馬睿に對し、張寔が「猶稱建興六年」と對應したことを述べた。これを以て前涼は、政權として存続した七五年間の三分の二にあたる三一三年から三六一年までのおよそ五〇年間、愍帝政權（三二三～三二七）の年號「建興」を基本的に奉じつづけたのである。

華北有數の親晉勢力であるはずの前涼が東晉の年號を奉じようとせず、長安朝廷の消滅後、そして平陽に連行された愍帝自身の歿後でさえ「建興」を奉用し續けたという、この一種異様ともいえる現象は、従来もさまざまに關心を集めてきた。佐藤智水氏は、涼州張氏政權が在地豪族の支援のもとによりやく安定をみたという経緯を重視しながら、前涼の未改元問題について、「張氏をささえた河西豪族は魏晉貴族制を理想とし、自らその繼承者たらんとし……そのため晉復興の實現性がほとんど皆無になっても張氏政權は獨自の元號を建てず、また東晉の元號も受けようとしなかった。『晉』復興の理念が河西貴族層秩序の要となっていたからである」、「もう一つの要因として、五胡諸國との緊迫した關係のなかではかえって隣國に無用の脅威を與えずにすんだこともある」と論じている<sup>(54)</sup>。前涼政權の成り立ちや政權内部の構造を考慮したとき、「『晉』復興の理念が河西貴族層秩序の要となっていた」というのはきわめて重要な指摘であろう。だが、司馬睿の創始した東晉ではなぜ『晉』復興の理念を實現できない（と前涼では考えられた）のか、という疑問については議論が盡くされていないように思われる。たしかに河西豪族からみれば建康は長安よりはるか遠方の地であり、かつ長安朝廷は關中／關西出身者を盛んに登用していたこと<sup>(54)</sup>から、河西においては長安陷落後も愍帝政權に心を寄せる人々が少なくなかったことは十分に考えられる。しかし、彼らの理想である中原（華北）を基盤とする魏晉期體制の復興を實現するためには、

いまや唯一の晉朝後裔である東晉帝室の發展を支持する以外の経路がない、という判断もありえたであろう。そうであるならば、舊體制の復興を目指す立場から東晉の年號を否定するまでには至らないのではないだろうか。

もちろん先にみたように、涼州の張寔が遣わした「勸進」の使者が、註(55)にみる劉琨主導の華北系「勸進」をはじめ中國各地から建康へ到達した「勸進」の波に加わらないうちに司馬睿が即位してしまったこと、それが張寔の不興を招き、東晉年號の奉用を取り止めるに至ったという可能性は十分に想定できる。少なくとも『晉書』張寔傳は、そこに因果関係があるかのように敘述している。張寔は、先に引用した張詵からの提言に鑒み、「勸即尊號」という原則を重視していたであろう。言い換えれば、晉朝皇帝は原則として「天下」西晉舊領各地からの「勸進」がそろったうえで即位すべきでありながら、司馬睿は涼州からの「勸進」を待たなかった。それは、張寔からすれば涼州が東晉の「天下」から疎外されたことを意味し、ならば涼州もまた東晉の正朔を奉じる義務はない、という發想に至ったものと理解される。

筆者は、この點に加え、愍帝期における涼州の統治者すなわち張軌・張寔父子と、建康の司馬睿の地位關係とを併せて考慮すべきではないかと考える。建興元年(三一三)、愍帝の即位直後におこなわれた朝廷人事では、東西の有力な宗室である鎮東大將軍・琅邪王司馬睿と大司馬・南陽王司馬保はそれぞれ侍中・左丞相・大都督陝東諸軍事および右丞相・大都督陝西諸軍事に任じられ、宗室ならではの高位というだけではなく、いわば左右／東西對稱な地位に配置された<sup>56</sup>。張軌の場合、愍帝即位直後の昇進人事は辭退しているが、張軌を繼いだ張寔に對し、愍帝は涼州統治の世襲を事實上公認する詔を發した(註(43))。これは宗室封王に準じる扱いであるといえる。前章にみたとおり、建興四年(三一六)劉曜の軍隊がついに長安城下に迫ると、張寔は援兵を送って京師を防衛させた。陥落が差し迫る中で愍帝は張寔を都督陝西諸軍事に任じ、さらに劉曜への投降直前に張寔に宛てた詔(註(51))において彼を大都督・涼州牧・侍中・司空へと進め、承制行事をも許している。張寔自身は「天子 蒙塵するを以て、冲讓して拜せず」と對應したうえ、長安朝廷はこの直後に消滅してしまうので、この人事が実際に有效な任命として機能したとはいえない。しかし、同詔の後續部分と照らし合わせ

ると、地理的には涼州より長安に近い秦州に鎮しながら晉室の輔弼ではなく自己の勢力温存に汲々とする宗室司馬保の存在を、愍帝はこの時点でもはや考慮に入れず、上記の天下構想——すなわち、建興元年（三二三）五月壬辰に司馬保・司馬保に宛てた詔<sup>(57)</sup>において提示した、琅邪王司馬睿を大都督陝東諸軍事に、南陽王司馬保を大都督陝西諸軍事に任じて「分陝」體制を布くという構想——は放棄するとともに、東は建康（揚州）を中心とする司馬睿、西は涼州を保全する張寔を晉朝殘存勢力の支柱として設定し、司馬睿の帝位繼承を支持するよう張寔に要請していたことがわかる。<sup>(58)</sup>それは、張寔の側からみれば、愍帝から最後に託されたのは、愍帝政權發足時に司馬保が任じられた軍官（大都督陝西諸軍事）と同格の大任であり、かつ司馬睿がそのとき任じられた軍官（大都督陝東諸軍事）と東西一對に配置されるものであった。

ここで重要なのは、愍帝が帝位にある時期は、司馬睿は数少ない宗室とはいえ臣下であるという點で、張軌・張寔と同質の存在だったということである。彼らはすなわち、長安から遠く離れた「周緣」地域において、自立勢力ではなくあくまで「愍帝の藩屏」でありつづけた、という意味において立場を共有していた。そしてそれゆえにこそ、張軌・張寔が懷帝期の洛陽および愍帝期の長安防衛のために盡力し、涼州内部の波亂を抱えながらも京師へ援兵を送り續けた一方で、建康の司馬睿は愍帝から課された洛陽奪還のための出兵<sup>(59)</sup>や愍帝救出のための軍事行動を實際には一度も履行しなかったという事實は、司馬睿および彼が創始した東晉朝廷の正統性に對する不信感を、涼州の側で募らせる原因になったと考えられるのである。

### 三、張駿の上表文

現存の史料においては、愍帝政權が涼州の張軌・張寔と建康（揚州）の司馬睿いづれとも使者を交わしていたことは確認できるが、愍帝期の涼州と建康の間に直接の交渉があったかどうか、愍帝が建康の司馬睿に發した詔命を涼州の張軌・張寔がどの程度把握していたか、嚴密には確認できない。しかし、註（51）に引いた愍帝詔に「琅邪王宗室親賢、遠在江

表……君其挾贊琅邪、共濟艱運」とある通り、司馬睿は愍帝にとつて最後の希望を託しうる宗室である以上、最も重要な藩屏の一として相應に「勤王」の義務を擔っていることは、愍帝の治世を通じて張氏の側も認識していたであろう。そして、司馬睿が實際にはその義務をほぼ履行しなかつたことも、前涼側は把握していた。張寔の子であり前涼の第四代君主に数えられる張駿（在位三二四～三四六）が、咸和九年（三三四）以後のある時点で東晉の第三代成帝（在位三三五～三四二）に送つた上表文には、東晉の實態に對する張駿の批判的認識を確かに看取することができる。

建康（揚州）と涼州はもとより中國本土の東南部／西北部として地理的に隔絶しているが、ことに西晉末以來の長期的戦亂の影響により、使者が兩地を行きかうことは長らく實現されていなかった。建康からの使者が涼州に初めて到達したのが、この上表文に少し先立つ咸和八年（三三三）であり、以後張駿は東晉皇帝に對し正式に稱臣し、毎年の使者を缺かさず建康へ送るようになった。そしてそれにもかかわらず、彼は「正朔を奉せず、猶ほ建興二十一年を稱す」という姿勢を貫いたのである。<sup>(61)</sup>この上表文は、そのような状況のもとで提出されたのであった。

註(60)に引いた全文の末尾に明らかなどおり、この上表文の目的は、當時の東晉の有力出鎮者であつた郁鑒・庾亮らを北伐に動員し、涼州からの出兵と呼應して「遣羯」こと後趙を挾撃する敕命を求めることにある。東北地域に割據した鮮卑慕容部が東晉に稱臣していた時期に江南へ送つた書簡などにも見えるように、遠隔地に割據する藩屏の首領が東晉關係者に働きかけて、中原を占據する非漢人勢力への挾撃作戦を提示したり、その逆に東晉内部の重臣が遠隔地の藩屏に挾撃を呼びかけたりする試み自体は、この時期にあつては類例が他にもみられる。張駿の上表文で特異な感を與えるのは、上表文でありながら、「君側の奸」ではなく皇帝自身を面と向かつて非難している點である。<sup>(62)</sup>當該部分（註(60)の【中略】箇所）を以下に擧げる。

伏して惟るに陛下 天挺 岐嶷、堂を管室に構へ、家の不造に遭ひ、吳楚に播幸し、宗廟 黍離の哀 有り、園陵  
 殄廢の痛 有り、普天 咨嗟し、含氣 悲傷す。臣 命を一方に専らにし、職は斧鉞に在り、遐域 僻陋、勢 秦隴



に極まる。勅・雄<sup>①</sup> 既に死し、人 反正を懐ひ、季龍<sup>②</sup>・李期<sup>③</sup>の命 曾ち崇朝ならざらんと謂ふも、而るに皆な凶逆を冀繼し、鷓目にして年有り。東西 遼曠たりて、聲援 接せず、遂に桃蟲をして鼓翼し、四夷をして諠譁せしめ、向義の徒 更<sup>こゝろ</sup>も背誕<sup>④</sup>を思ひ、鉛刀に干將の志 有り、螢燭に日月の光を希ふ。是を以て臣の前章<sup>⑤</sup>懇切たりて、齊力して時に討たんと欲す。而るに陛下 江表に雍容たりて、坐して禍敗を觀、目前の安を懐ひ、四祖<sup>⑥</sup>の業を替て、馳檄 布告、徒らに空文を設くるは、臣の荒漠に宵吟し、心を長路に痛むる所以の者なり。且つ兆庶 主を離れ、漸冉として世を經、先老 消落し、後生 識ること靡し、忠良 梟懸の罰を受け、羣凶 縱横の利を貪り、君を懐ひ故を戀ひ、日月 告流す。時に尙義の士 有りと雖も、首領に畏逼せられ、窮廬に哀歎す。

① 石勒・李雄 ② 石虎 ③ 李雄の子 ④ (非漢人政權が) 晉朝に背き恣にするさま ⑤ これより先に建康へ送った上奏文 ⑥ 宣帝・文帝・景帝・武帝

この上表文は成帝に宛てられたものであり、かつ上表文全體では蘇峻の亂(三二七〜三二九)以後の成帝期の事象<sup>65</sup>がいくつか言及されている。しかし、上に引いた段落冒頭の「陛下天挺岐嶷、堂構晉室、遭家不造、播幸吳楚、宗廟有黍離之哀、園陵有殄廢之痛」が、成帝が遭遇してまもない蘇峻の亂前後を指すのではなく、八王の亂に伴う琅邪王司馬睿の建康出鎮、そして八王の亂・永嘉の亂を経た洛陽の荒廢を指すことは明らかである。蘇峻の亂はこの時期の建康朝廷にとつて直近の大亂ではあるが、基本的に江南内部で展開して建康朝廷に打撃を與えたものであり、「遭家不造、播幸吳楚」という表現とは噛み合わない。また、『詩經』王風の詩篇に由來する「黍離」とは、同詩の毛詩序にいうとおり、かつての都にあった宗廟や宮室が廢墟になってから歲月が流れ穀物が生い茂るような状況を形容するものである以上、張駿のいう「宗廟有黍離之哀、園陵有殄廢之痛」の宗廟や園陵とは、東晉成立後に建康に置かれたそれではなく、西晉皇帝(武帝・惠帝)および武帝に先立つ三代(宣帝・文帝・景帝)が祭られ葬られた洛陽のそれを指すものである。

これらの點を念頭に置いたうえで傍線部を讀むと、ここで率直に非難されている東晉皇帝の無爲安逸ぶりとは、年若い

成帝（三二一年生）個人のそれというよりも、司馬睿（琅邪王↓晉王↓元帝）以來一貫されてきた琅邪王府／晉王府／東晉朝廷の基本的政策、すなわち、北伐による洛陽奪還や「克復神州」をスローガンとして掲げながらも、実際には本格的な軍事行動に着手してこなかった姿勢であると理解される。

この上表文にはもうひとつ特色がある。註（65）のとおり、上表文全體の末尾「敕司空鑒・征西亮等汎舟江河、使首尾俱至也」という句によれば、蘇峻の亂後に再編された東晉上層部體制を張駿が正確に把握していたことは明らかであり、ゆえに、東晉朝廷が近年に蘇峻の亂という大禍に見舞われた事實をも張駿は恐らく承知していたであろう。そしてそれでありながら、東晉内部の困窮には言及していないことが注目される。これは、同じく成帝期に東北地域の藩屏たる慕容部から東晉の重臣や朝廷に送られた書簡や上表文が、王敦の亂・蘇峻の亂を相次いで経験した東晉朝廷や成帝の苦境に對し少なからぬ配慮を示しているのとは對照的である。假に張駿が、東晉内部に疊積されてきた疲弊を故意に無視しているのであれば、恐らくそれは、東晉君臣が「雍容江表、坐觀禍敗、懷目前之安」なる状態を（やむをえずではなく）積極的に選擇してきたかのように表現する意圖があったのだと言えよう。ふたたび前引の段落冒頭と併せて考へるならば、張駿はそのような「選擇」を成帝期特有の問題としてではなく、東晉王朝およびその前身たる琅邪王／晉王政權が「江表」に成立した當初からの方針であるとして、強く批判したものと考へられる。

ここで、この上表文の提出に先立つこと約十年前の事件に目を向けたい。東晉明帝の太寧三年（三三五）に元帝の崩間が涼州に傳えられたころ、前年に繼位したばかりの張駿に對し右長史氾禕は

案ずるに建興の年、是れ少帝始め起つるの號。帝 凶を以て終はる、理 應に改易すべし。朝廷 江南に越在し、音 問 隔絶す、宜しく龍に因りて改號し、以て休徵を章らかにすべし。

と言上した（晉書）張駿傳<sup>(70)</sup>。しかし張駿は従わず、愍帝の年號「建興」を依然として奉じつづけ、約十年後に州民から「王」と尊稱されるようになった時點および成帝に前掲の上表文を提出した時點、そして晩年に假涼王を稱し百官を置き

た時點(7)、さらには死去の時點(三四六)においてもなお「建興」奉用を一貫するのである。すなわち、「建興」の奉用繼續という前涼の方針は、少なくとも第四代張駿の時點までは、將來的に前涼が自立し独自の年號を創出するための前段階として東晉の年號を排除していた、というわけではなく、あくまで「建興」年間の繼續に意義を見出していたものと理解される。では、実際には四年間で消滅した愍帝政權の年號「建興」を涼州で奉用しつづけることの意義とは何だったのであろうか。

端的にいえば、それは前涼政權にとって、愍帝期の西晉朝廷秩序を東晉成立以後も觀念的に奉じつづける意味があったのではないか。すなわち、愍帝を頂點とする秩序のもとでは、琅邪王司馬睿は、張軌・張寔の前涼政權と同じく一藩屏の地位にあった、ということである。さらに、司馬睿は稀少な宗室であるがゆえに官爵上は別格の待遇を受けていたとはいえ、愍帝の要請に對する忠實さ、特に軍事的貢獻からいえば、司馬睿を含めた諸藩屏の中で張軌・張寔の功績が明らかに群を抜いていた。前涼政權が長安防衛のために果たした役割は、司馬睿の建康政權が洛陽出兵のために示した軍事行動とは比較にならぬほど實質を伴うものであった。涼州と雍州(長安が屬する州)の間には秦州が横たわっているように、涼州の中では東部に位置する治所(武威郡姑臧)からでさえ長安への距離は決して短くなく、兵を送るために相當の消耗を要するという意味では、建康から洛陽への出兵と變わりはない。洛陽陥落から長安陥落前後までのいくつかの局面において、自勢力の温存を優先することなく「勤王」のために代償を拂った前涼が、基本的に自勢力の温存を優先しつづけた琅邪王司馬睿の建康政權、そしてその後身である東晉朝廷に不信をもつのは自然な流れであり、東晉が本格的な北伐に着手する姿勢を見せない限り、そのような不信の念は變わらなかつたであろう。先に引いた張駿の上表文にはつきりと示されている憤りは、單に張駿の時點での東晉の消極的姿勢を非難するものではなく、愍帝への「勤王」のために自身の父(張寔)や祖父(張軌)が拂った代償と同等の責務を東晉朝廷が一向に全うしようとしないことへの失望であつたと考えられる。張駿がこの上表文において提案した挾撃作戰は結局實現することとはなく、張駿は治世の最後まで「建興」を奉用しつ

づけた。

張駿以後の前涼君主もまた、第八代の幼主張玄靚（在位三五五～三六〇）のもとで實權を掌握していた張天錫が、建興四十九年（三六一）をもつて「升平」（三五七年から東晉で用いられていた年號）に改めるまで、「建興」を一貫して奉用しつづけた。例外は、第七代張祚の「和平」年間（三五四～三五五）のみである。<sup>73</sup>張祚が稱帝とともに定めた年號「和平」は、張祚の敗亡によつて廢止されたが、その後<sup>74</sup>に就位した張玄靚は「建興」を再び採用し、治世の第一<sup>75</sup>年を「建興四十三年」と敷えたのであった。このような経緯に鑑みれば、「建興」の奉用繼續は、（常に同一の目的意識の下に實踐されていたか否かは別として）前涼歴代君主にとつて、なかば國是として定着していたことがわかる。しかしこれは必ずしも、「建興」年間の繼續が、涼州や河西地域の民衆からも一貫して望まれていたことを意味するものではない。第八代の張玄靚が就位（建興四十三年＝三五五）してまもないころ、「有隴西人李儼、誅大姓彭姚、自立於隴右、奉中興年號、百姓悅之」（『晉書』張玄靚傳）という事件があつた。少なくともこのころには、「隴右」においても東晉の年號は正統なものとして民衆に認識され歓迎されており、かつ河西地方において東晉の年號を奉じる行爲は、前涼への對抗姿勢の表明としても用いられていたことが推測される。<sup>76</sup>李儼の事例は前涼全體の歴史では後期にあたるが、假に前期にまで遡及してこのような状況を想定するならば、すなわち、東晉年號の奉用を河西地方の民衆が冀求するような状況が前涼前期にも萌芽していたならば、張寔・張駿らの統治した前涼前期における「建興」奉用の動機は、河西地方の民心の統合・慰撫といった目的意識とは別のところにあつたと想定することも可能であろう。

筆者は、年號奉用に關する前涼のほば一貫した姿勢の淵源には、晉朝の全國支配體制がほぼ崩壊した中で、西晉舊領「天下」各地の親晉勢力と長安朝廷との間になお秩序を構築しようと試みていた愍帝期特有の状況があつたと考える。すなわち愍帝期とは、張軌・張寔と司馬睿がともに遠隔地の藩屏として、ともに中原の戦火を免れた地の利を生かし「勤王」の義務を遂行すべき者として、ある程度まで相對化されながら晉朝體制内に位置づけられていた時期であり、かつ、

長安の愍帝政權から涼州と江南それぞれに求められた「勤王」の内容——涼州は長安防衛を、江南は洛陽奪還を——も明確であった。<sup>(75)</sup>しかし、「勤王」の實踐という點で司馬睿は張軌・張寔に及ぶものではなく、基本的には江南という「周縁」地域内部の平定と保全に終始し、それは愍帝政權が減じる時點まで變わらなかった。それゆえにこそ、洛陽・長安防衛という「勤王」実績を自負しかつ重視する前涼政權にとっては、司馬睿および彼が創始した東晉の正統性そして中心性は必ずしも自明のものとはならなかった。前涼政權にとつての東晉王朝は、地上で唯一の中心性をそなえた朝廷として絶對化されるのではなく、むしろ江南の地方政權として相對化される傾向にあり、そしてまたそれゆえに、「建興」の繼續使用という形をとつた愍帝期體制の觀念的保存という方針が前涼において生み出され、長きにわたり繼承されたのではないか——なぜなら愍帝政權とは、前涼こそが最も忠實に「勤王」を實踐し、最も「正統」な藩屏であることを證明する體制であるから——そう考えられるのである。

### むすび

本稿で論じたことをまとめると、以下のようになる。

①前涼政權はその成立當初から、危機に瀕した晉朝（惠帝・懷帝・愍帝政權）に對し一定の支援を繼續した。特に朝廷が長安に遷つた愍帝期、前涼（初代張軌・第二代張寔）は長安防衛のためにたびたび出兵し、諸藩屏の中でも最も忠實な藩屏として「勤王」の実績を築いた。この時期、張氏の前涼政權と司馬睿の建康政權は遠隔地から愍帝に稱臣し、その「天下」構想を支える藩屏という點で、立場を同じくしていた。

②江南における司馬睿の即位に前涼（第二代張寔）は賛同したが、前涼の勸進の使者が建康へ到着する前に司馬睿が即位したため、各地の親管勢力が司馬睿の正統性を承認する機會から、前涼は疎外された形になった。以後、前涼は愍帝の年號「建興」の奉用を繼續した。

③東晉成立の約二〇年後、前涼（第四代張駿）は東晉への遣使を再開したが、皇帝（第三代成帝）への上表文において、後趙に対する挾撃作戰を提案するとともに、皇帝が北伐を實踐してこなかったことへの遺憾を明確に述べた。これは成帝個人に對する批判というよりも、司馬睿の琅邪王時代から採られてきた「勤王」不履行<sup>76</sup>自勢力の温存政策が、東晉成立以後も基本方針として繼承されてきたことへの不満であったと考えられる。前涼における「建興」奉用の繼續は、琅邪王司馬睿の「勤王」不履行ならびに東晉成立後の北伐不履行への批判的立場から、愍帝期の西晉朝廷秩序を顯示する意味があつたと考えられる。

田餘慶氏が朱熹の言を引きつつ早くから指摘しているように、江南に東晉王朝の基盤を築いた司馬睿・王導らの動向に鑒みるかぎり、彼らには愍帝の詔命に應えて本格的な北伐に取り組む意志はなく、祖逖のような北伐推進者への支援も徹底せず、その本願は「在江左建立霸業」「保境苟安」にあつたものと理解される。琅邪王府時代以來の東晉の内情からいえば、それは單に上層部の保身に歸する問題ではなく、江南内部における反亂の續發、民衆の流散、資財の枯渴<sup>77</sup>といった物理的な制約が、本格的な北伐への着手を妨げていた可能性は十分に想定されるべきである。しかし、自ら代償を拂いながら一定の「勤王」を實踐してきた前涼張氏にとっては、江南内部にいかなる事情があろうとも、司馬睿らには愍帝から課された「勤王」を實踐した形跡がなく、その後の東晉皇帝も同様に「宴安江沱」の方針を踏襲している、という事實が重要であつた。

前述のとおり、前涼は「建興」年號を四十九年（三六一）で停止し、同時代の東晉穆帝の年號である「升平（五年）」に切り替えた（『通鑑』卷一〇一はこれを同年の十二月條に繋げる）。その経緯は、『晉書』張玄靚傳に「玄靚年既に幼沖にして、性又た仁弱、天錫既に克<sup>よ</sup>邕<sup>ふさ</sup>ぎ、朝政を專掌し、建興四十九年を改め、升平の號を奉ず」とあるように、前涼第八代張玄靚の叔父であり實權を握っていた張天錫の意向が働いたものとされる。一方でこの時期、東晉内部では成漢討伐（三三七）・洛陽奪還（三五六）を成功させた太尉桓温の勢力が大きく伸長しており、升平四年（三六〇）には桓温とその子弟ら

が同時に郡公・縣公に封じられている。北伐の實績を重ね華北の恢復を實現しうる實力を具えた桓溫の擡頭は、東晉内部にいる朝臣にとつては篡奪の前兆として映ったとしても、前涼にとつては東晉による華北回收、中國統一が現實の可能性として浮上してきたことを意味し、その歸結として前涼は「升平」への改元に踏み切ったとも理解できる。それは、註(53) 關尾論文が指摘するように、桓溫の關中出兵(三五四)が隴右など前涼勢力圏の人々に影響を與え北伐成功への期待を高まらせたこと、さらに張天錫は早くから建康入りの經驗をもち東晉の内情をよく把握していたことなど、前涼が民心の收攬を重視したり東晉の政治的・軍事的力量を考慮したりした結果であつたことは疑いない。しかし同時に、桓溫の指揮のもとで東晉王朝の基本方針は「江南の保全」から「北伐の實踐」へと大きく轉換したと前涼側において認識されたのであれば、愍帝政權秩序の象徴としての「建興」年號を(本稿で論じたような動機に即して)前涼が堅持することの意義は揺らぐことになる。その結果として、前涼は東晉年號への切り替えを選択したとみることもできるのではないだろうか。<sup>(78)</sup>

前涼の「勤王」活動を強調する『晉書』の敘述において、前涼が東晉だけでなく近隣「五胡」政權にもたびたび臣従した事實は、「五胡」側の強大な軍事力が前涼にとつて脅威であつたため、という説明が主になされている。中原や巴蜀などの要地を占據する「五胡」政權側の「中心性」が高まつていた、という理解である。だが本稿で論じたように前涼と東晉の關係をとらえるならば、前涼からみたととき、東晉の側がむしろ「中心性」を失う要素／「周縁性」を高める要素をもつていたといえるのではないだろうか。それは從來留意されてきたように、東晉の統治範圍が江南地域に限定されていたという地理的な「周縁性」によるものではなく、司馬睿は洛陽と長安の陥落という西晉最大の危機に際しながらも「勤王」のために盡力せず、司馬睿以後の東晉皇帝も(桓溫の登場までは)本格的な北伐に着手せず、自勢力の溫存を優先してきたという政治・軍事行動上の「周縁性」あるいは「局地性」によるものではなかつただろうか。そして、藩屏の側から王朝に對して、このような觀點からの批判や相對化が明確に行われるようになったこと、それもまた兩晉五胡十六國

という大分裂時代の特質を映した現象であると考ええる。

附記…本稿の執筆にあたり、二〇一七年一〇月北京で開催された「首爾大學・東京大學・清華大學研究生論壇暨二〇一七年清華大學歷史系研究生論文報告會」において清華大學歷史系侯旭東教授および學生コメンテーターの張明氏（同校）・薛戈氏（ソウル大學）ほか御參會の各位から貴重な啓發を賜りました。改めて深甚の感謝を申し上げます。

## 註

- (1) 五胡十六國時代の諸民族・政權の總稱である「五胡十六國」は四〜五世紀の華北・四川における民族構成・政權分立の實態をそのまま伝えるものではないが、本稿では便宜上使用する。「五胡」「十六國」それぞれの語の成立経緯や對象範圍については三崎良章「五胡十六國」の意味と五胡十六國時代の民族」（同氏『五胡十六國の基礎的研究』第一部、汲古書院、二〇〇六年）参照。
- (2) 『晉書』卷八六の附傳は「晉書」卷八六張軌附子寔傳のように記すのが正確だが、本稿では以下、「晉書」張寔傳のように簡稱する。
- (3) 一方で『魏書』は、涼州の歴代政權の君主を卷九九にまとめて配しており、前涼張氏と西涼李氏をその他の涼州政權の君主と併せて立傳しているように、やはり『晉書』とは異なる史觀を示している。同卷末尾の史臣評には「張寔等介在内外、地實戎墟、大爭鷄張、潛懷不遜」とあり、同卷立傳の君主は（前涼張氏も含めて）最邊境の「不遜」な
- (4) 僭主という評價で總括される。
- (5) 陳寅恪撰／唐振常導讀『唐代政治史述論稿』上海古籍出版社、一九九七年（初出は一九四二年）
- (6) 唐室李氏の実際の出自について、陳氏は趙郡李氏の一族に聯なるものと推論する。
- (7) 『晉書』卷八七涼武昭王李玄盛傳の義熙元年上表文。
- (8) 楊朝明「試論湯球『九家舊晉書輯本』・代前言」（湯球輯・楊朝明校補『九家舊晉書輯本』中州古籍出版社、一九九一年）、關尾史郎「霸史」の概要とその佚文蒐集の意義について」（五胡の會編『五胡十六國霸史輯佚』燎原書店、二〇一二年）。
- (9) 『讀通鑿論』卷十三、東晉元帝の條。
- (10) 同書は現存しないが、晁公武の『郡齋讀書志』卷五編年



類に「運曆圖」六卷。右皇朝龔穎撰。起於秦昭王滅周之歲乙巳、止於國朝雍熙丁亥「太宗の雍熙四年（九八七）」、以歷代興亡大事附見其下。四年、獻於朝、優詔褒之。……按「晉史」、張軌世襲涼州、但稱愍帝建興年號。其間惟張祚篡竊、改建興四十二年爲和平元年。始泰穆帝升平之朔、始末不聞有改元事。惟穎書載張實「寔」改元曰永安、張茂改元曰永元、張重華曰永樂、曰和平、張元靚曰太始、張天錫曰太清、張大豫曰鳳凰、不知穎何所據而言然。或云出崔鴻「十六國春秋」、鴻書久不傳於世、莫得而考焉」とあり、前涼の年號について龔氏が獨自の説を示していたことを傳える。晁氏はその當否については判斷を保留する。

- (11) 『玉海』卷十三律歷「曆」、歷代年號。『運曆圖』という書名は擧げないが、註(10)の『郡齋讀書志』卷五で言及されている、『運曆圖』所載の前涼獨自年號を収録する。

- (12) 「前涼年號新考辨」『新疆社會科學』一九八二年二期。

- (13) 賈小軍・武鑫『魏晉十六國河西鎮墓文・墓券整理研究』下卷第五章、中國社會科學出版社、二〇一七年。初出は『敦煌研究』二〇一六年五期。

- (14) 李均明・何雙全編、文物出版社、一九九〇年。

- (15) 饒宗頤主編、王素・李方著、新文豐出版公司、一九九七年。

- (16) 王素『高昌史稿 統治編』第三章第一節、文物出版社、一九九八年。

- (17) 賈論文はまた、註(15)王・李著書が統計対象とする出土史料のうち、「文獻本身」に疑義が残るものを対象から

除外している。なお、王・李著書から漏れた紀年史料を増補する論文として、吳浩軍「魏晉南北朝敦煌文獻編年」増補・敦煌墓葬文獻研究系列之一（中共高臺縣委等編『高臺魏晉墓與河西歷史文化研究』甘肅教育出版社、二〇一二年）等がある。王・李著書が實際には敦煌以外の地域（河西各地およびトルファン他）から出土した史料をも編年の対象としているのと同様、吳論文も敦煌に限定せず甘肅・陝西各地の史料を採集し、前涼の紀年史料も収録する。

賈論文の参照元以外では、町田隆吉「河西出土魏晉・五胡十六國時代漢語文獻の基礎的整理」（渡邊義浩編『中國新出資料學の展開 第四回日中學者中國古代史論壇論文集』汲古書院、二〇一三年）および同氏「河西出土魏晉・五胡十六國時代漢語文獻の基礎的整理 補遺（一）」（『西北出土文獻研究』一一、西北出土文獻研究會、二〇一三年）もまた、紀年史料を含めた河西地域出土史料に關する近年の總合的な成果（衣物疏・辭令書・墓券・鎮墓文等を出土地區ごと整理）である。

なお、賈論文の参照元の一である關尾史郎編『新瀉大學代城プロジェクト研究資料叢刊Ⅶ 中國西北地域出土鎮墓文集成（稿）』（二〇〇五年）の補遺續編にあたる同氏「敦煌新出鎮墓瓶初探・中國西北地域出土鎮墓文集成（稿）補遺（續）」（『西北出土文獻研究』九、西北出土文獻研究會、二〇一一年）は、張勳燎・白彬「中國道教考古」第二冊（線裝書局、二〇〇六年）に収録される敦煌出

- 土の「永嘉十三年韓某鎮墓文(一) (11)」に「ひふひ、」張氏政權下では、三一九年當時、愍帝の元號である建興(三二一三～三二一七年)が依然として用いられていたが、永嘉の使用例は、これは初めてである」と提示する。永嘉十三年(三二一九)は建興七年(三二一九)にあたる。懷帝の「永嘉」年間(三〇七～三一三)のみならず愍帝の「建興」年間以降もなお前涼域内で「永嘉」が奉用された背景は、本稿で論じる「建興」奉用の背景以上に不明瞭であるが、今後の類似例の報告を待ちたい。
- (18) 馬建華主編、重慶出版社、二〇〇三年。
- (19) 張駿による高昌郡の設置は、『太平寰宇記』卷一五六西州に引かれる『後魏書』『輿地志』によれば、東晉の咸和二年(三二七)すなわち建興十五年とされる。松田壽男「高昌屯田の始末」(『古代天山の歴史地理學的研究』第二部序説、早稻田大學出版部、一九五六年。増補版は一九七〇年)によれば、咸和四年(三二九)すなわち建興十七年とされる。
- (20) 王素著、新文豐出版、一九九七年。
- (21) 註(20) 王著書の出版後、一九九七年から二〇〇六年に及ぶトゥルファン發掘の總合的な成果を収めて刊行された榮新江・李肖・孟憲實主編『新獲吐魯番出土文獻』上・下巻(中華書局、二〇〇八年)には、前涼の紀年史料は収録されていない。
- (22) Chavannes, Edouard ed. *Les documents chinois : découvertes par Aurel Stein dans les sables du Turkestan oriental.*
- Oxford : Imprimerie de l'Université, 1913. 所收 No. 886. 出土地表記は AU NORD DU LOP NOR.
- (23) 「高昌墓磚考釋(一)」(『書論』一三、一九七八年)。
- (24) 李椿浩「十六國時期的勤王、及其政治功能」(『晉陽學刊』二〇〇一年一期)他。
- (25) 王大良「前涼與晉的關係研究」(『南都學壇』一九八九年第二期)他。
- (26) 三崎良章「五胡十六國時代前期」(同『五胡十六國中 國史上の民族大移動【新訂版】』第三章第二節、東方書店、二〇一二年)
- (27) 『十六國春秋』前涼錄(『太平御覽』卷一二四偏霸部八所引。以下出所は同じ)「軌以晉室多難……乃求爲涼州、公卿亦舉軌、拜涼州刺史」。『魏書』卷九九張寔父軌傳(以下、『魏書』張軌傳。張寔以下の代も同様)「以晉室多難、陰圖保據河西、求爲涼州、乃除持節・護羌校尉・涼州刺史」。『晉書』張軌傳「永寧初、出爲護羌校尉・涼州刺史」。『通鑑』卷八四永寧元年條「春正月、以散騎常侍安定張軌爲涼州刺史。軌以時方多難、陰有保據河西之志、故求爲涼州」。『晉書』張軌傳「及河間・成都二王之難、遣兵三千、東赴京師」。
- (29) 『十六國春秋』前涼錄「永興二年、拜西安將軍、封安樂鄉侯」。『晉書』張軌傳「永興中、鮮卑若羅拔能皆爲寇、軌遣司馬宋配擊之……威名大震。惠帝遣加安西將軍、封安樂鄉侯、邑千戶」。『通鑑』卷八六永興二年六月條「鮮卑若羅拔能寇涼州、軌遣司馬宋配擊之……威名大振」。一方、『魏

書」張軌傳は「桓帝「拓跋猗苞。猗廬の兄」西略也、軌遣使貢其方物。晉加號安西將軍、封安樂鄉侯。邑一千戶」とする。

(30) 『十六國春秋』前涼錄「惠帝崩、「張軌は」遣長史……奉表京師。是歲、大城姑臧」。

(31) 『晉書』卷五懷帝紀永嘉元年三月條「以征南將軍・南陽王模爲征西大將軍・都督秦雍梁益四州諸軍事、鎮長安」。

(32) 『晉書』張軌傳「俄而王彌寇洛陽、軌遣北宮純……等率州軍擊破之、又敗劉聰于河東……帝嘉其忠。進封西平郡公、不受。』通鑑』卷八六永嘉二年條「太傅越趙司馬王斌帥甲士五千人入衛京師、張軌亦遣督護北宮純將兵衛京師。五月……壬戌、彌至洛陽……北宮純募勇士百餘人突陳、彌兵大敗。……北宮純等與漢劉聰戰於河東、敗之。詔封張軌西平郡公、軌辭不受」。

(33) 『晉書』張軌傳「于時天下既亂、所在使命莫有至者、軌遣使貢獻、歲時不替。朝廷嘉之、屢降璽書慰勞。』通鑑』卷八六永嘉二年條「時州郡之使莫有至者、軌獨遣使貢獻、歲時不絶」。

(34) 『晉書』張軌傳「光祿傳祇・太常龔虞遣軌書、告京師飢匱、軌即遣參軍杜勳獻馬五百匹・氈布三萬匹。帝遣使者進拜鎮西將軍・都督隴右諸軍事、封霸城侯、進車騎將軍・開府辟召・儀同三司。策未至、而王彌遂逼洛陽、軌遣將軍張斐……等率精騎五千人來衛京都。及京都陷、斐等皆沒於賊。洛陽陷落直前の張軌の「勤王」に關する記事は、他の史料には詳らかではないが、昇任記事は以下にも見られる。

『十六國春秋』前涼錄「永嘉」五年、「懷」帝遣使拜車騎大將軍、開府儀同三司。策命未至、而劉曜攻陷長安「洛陽の誤り」、遷晉帝于平陽。』魏書』張軌傳「永嘉五年、晉以軌爲鎮西將軍・都督隴右諸軍事、封霸城侯。尋進車騎大將軍・開府儀同三司。』通鑑』卷八七永嘉五年五月條「以……南陽王模爲太尉・大都督、張軌爲車騎大將軍。宗室

ではない張軌をこれほどの高位に進めるのは、むしろ非常時ゆえに官爵が濫發された面もあるが、洛陽を飢餓から救うために大量の物資を獻上した功績に對する褒賞の意味があつたと考えられる。また、次註に引く馬魴の發言のように、張軌の「勤王」は不十分である、といった主張をも『晉書』張軌傳は採録しており、同書同傳にしか見えない「勤王」記事は必ずしも潤色ではないであろう。

(35) 『晉書』張軌傳「太府主簿馬魴言於軌曰、四海傾覆、乘輿未反、明公以全州之力徑造平陽、必當萬里風披、有征無戰。未審何憚不爲此舉。軌曰、是孤心也」。

(36) 『晉書』張軌傳「又聞秦王入關、乃馳檄關中曰、……奉登皇位。今遣前鋒督護宋配步騎二萬、徑至長安、翼衛乘輿、折衝左右。西中郎寔中軍三萬、武威太守張璠胡騎二萬、駱驛繼發、仲秋中旬會于臨晉」。張軌が指令を下した相手は屬僚の宋配、我が子の張寔および涼州の中樞武威郡の太守張璠であり、その命令系統には實態があつたと考えられる。

(37) 前註の檄文中にいう「仲秋中旬會于臨晉」雍州馮翊郡の縣」の實施狀況は不明だが、『通鑑』卷八八永嘉六年三月條に「涼州主簿馬魴說張軌、宜命將出師、翼戴帝室、軌

從之、馳檄中關中、共尊輔秦王。且言、今遣前鋒督護宋配、帥步騎二萬、徑趨長安。西中郎將寔帥中軍三萬、武威太守張瑛帥胡騎二萬、絡繹繼發」とあり、同年九月條に「秦州刺史裴苞據險以拒涼州兵、張寔・宋配等擊破之、苞奔柔凶塢」とある。すなわち涼州軍は「仲秋中旬」から少し遅れた時期に涼州と雍州の中間に位置する秦州の刺史から妨害を受け、張寔らはこれを撃退したとあるように、涼州から雍州へ向けた出兵は行われたとみてよい。

- (38) 『晉書』張軌傳「俄而秦王爲皇太子、遣使拜軌爲驃騎大將軍・儀同三司、固辭。……皇太子遣使重申前授、固辭。左司馬竇濤言於軌曰、……宜從朝旨、以副羣心、軌不從」。

- (39) 『晉書』張軌傳「愍帝即位、進位司空、固讓」。

- (40) 『晉書』張軌傳「是時劉曜寇北地、軌又遣參軍麴陶領三千人衛長安。帝遣大鴻臚辛攀拜軌侍中・太尉・涼州牧・西平公、軌又固辭。」「領三千人衛長安」について他の史料には詳らかでないが、このときの官爵授與について、『十六國春秋』前涼錄には「晉愍帝即位于長安、遣使者拜軌鎮西大將軍・開府儀同三司、加侍中、封西平郡公、固讓不受」、『魏書』張軌傳には「愍帝即位、進拜司空、封西平公、邑三千戸」と記載がある。

- (41) 『十六國春秋』前涼錄「〔建興〕二年、進拜太尉、涼州牧。以軌年老多疾、拜子寔行撫軍・副涼州刺史。」「魏書』張軌傳「後拜侍中・太尉・涼州牧。」「晉書』卷五愍帝紀建興二年二月壬寅條「以……涼州刺史張軌爲太尉、封西平郡公」。

『通鑑』卷八九建興二年二月壬寅條「以張軌爲太尉涼州牧、封西平郡公……朝廷以張軌老病、拜其子寔爲副刺史」。

- (42) 『晉書』愍帝紀建興二年五月壬辰條「太尉・領護羌校尉・涼州刺史・西平公張軌薨」。なお『通鑑』卷八九建興二年五月條は張軌の歿した日を「己丑」に作るが、胡注所引『考異』によれば「今從『前涼錄鈔』とある」。

- (43) 『晉書』張寔傳「維乃父武公、著勳西夏。頃胡賊狡猾、侵逼近甸、義兵銳卒、萬里相尋、方貢遠珍、府無虛歲。方委專征、蕩清九域、昊天不弔、凋余藩后、朕用悼厥心。維爾雋勳英毅、宜世表西海。今授持節・都督涼州諸軍事・西中郎將・涼州刺史・領護羌校尉・西平公。往欽哉。其闡弘先緒。俾屏王室。」「通鑑』はこの任命を卷八九建興二年(三二四)十月に、『十六國春秋』前涼錄は建興元年(三二一)十月に繋げる。

- (44) 『晉書』張寔傳「蘭池長趙爽上軍士張冰得璽、文曰、皇帝璽。羣僚上慶稱德、寔曰、孤常哀袁本初擬肘、諸君何忽有此言。因送于京師。」「晉書』卷五、愍帝紀および『通鑑』はこの事件を卷八九建興三年末に繋げる。同記事に對し胡三省は「晉諸征・鎮能知君臣之分者、張氏父子而已」と評する。

- (45) 『晉書』張寔傳「遣督護王該送諸郡貢計、獻名馬方珍。經史圖籍于京師。會劉曜逼長安、寔遣將軍王該率眾以援京城。帝嘉之、拜都督陝西諸軍事」および『通鑑』卷八九建興四年四月條「寔遣將軍王該帥步騎五千人援長安、且送諸郡貢計。詔拜寔都督陝西諸軍事、以寔弟茂爲秦州刺史」。

(46) 『晉書』卷六〇索琳傳「後劉曜又率眾圍京城……城中饑窘、人相食、死亡逃奔不可制、唯涼州義眾千人守死不移。帝使侍中宋敞送賤降于曜」。

(47) 『晉書』張寔傳「寔知劉曜逼遷天子、大臨三日。遣太府司馬韓璞……步騎一萬、東赴國難。……及璞次南安、諸羌斷軍路、相持百餘日、糧竭矢盡。『通鑑』はこの経緯を卷九〇建興五年〓建武元年(三二七)正月に繋げる。

(48) 『晉書』張寔傳「焦崧・陳安逼上邽、南陽王保遣使告急。以金城太守竇濤爲輕軍將軍、率威遠將軍宋毅及……步騎二萬赴之」。

(49) 一方、『魏書』張寔傳には「劉曜陷長安、寔自稱侍中・司空・大都督・涼州牧、承制行事」とあり、張寔が長安陥落を契機に自身を昇格し権限を擴大したとする。ただし、これらの官職および「承制行事」の権限は、後の註(51)にみるように、劉曜に投降する直前の愍帝が下した詔において張寔に授けられたものである。

また、ここまで愍帝〓愍帝期に張軌・張寔が実践した「勤王」行動について整理してきたが、彼らの「勤王」動機については、臣節を貫くという名分以外に、河西と中國内地とを結ぶ交易路の確保が前涼にとって極めて重要であった(前田正名「四世紀の仇池國」『立正大學教養部紀要』一、一九六七年)という經濟的觀點から説明できる面もある。

(50) 『晉書』卷六元帝紀建武元年三月條「羣臣乃不敢逼、請依魏晉故事爲晉王、許之。辛卯、卽王位、大赦、改元」。

『通鑑』卷九〇建武元年三月條「他の宗室が司馬睿に」乃請依魏晉故事、稱晉王。許之。辛卯、卽晉王位、大赦、改元。始備百官立宗廟、建社稷」。

(51) 『晉書』張寔傳「……君世篤忠亮、勳隆西夏、四海具瞻、朕所憑賴。今進君大都督・涼州牧・侍中・司空、承制行事。琅邪王宗室親賢、遠在江表。今朝廷播越、社稷倒懸、朕以詔王、時攝大位。君其挾贊琅邪、共濟艱運。若不忘主、宗廟有賴。明使出降、故夜見公卿、屬以後事、密遣黃門郎史淑・侍御史王冲齋詔假授。臨出寄命、公其勉之」。

(52) 『晉書』張寔傳。『魏書』張寔傳にも「于時天下喪亂、秦雍之民死者十八九、唯涼州獨全、寔自恃眾強、轉爲驕恣」とある。

(53) 「五胡十六國から南北朝時代」(榎一雄責任編集『講座敦煌二 敦煌の歴史』第Ⅱ部、大東出版社、一九八〇年)。前涼が「建興」から東晉の年號「升平」に切り替えながらもそれ以後の改元に従わず「升平」を奉用しつづけた問題を論じる關尾史郎「前涼「升平」始終——『吐魯番出土文書』簡記(二)——」(『集刊東洋學』五三、一九八五年)および註(16)王論文も、前涼における「建興」繼續の背景として佐藤氏の説(前者)を支持する。

白須淨眞「晉の(建)興五(三二七)年、故酒泉表是都郷仁業里・大女・夏侯妙々の衣物疏…古陶文明博物館(北京)所藏・新資料の紹介」(『廣島東洋史學報』一八、二〇一三年)。裴成國氏による中國語譯は「晉建興五年夏侯妙妙衣物疏初探…古陶文明博物館所藏新資料介紹」『西域文史』

第八期、二〇一三年）もまた、前涼における「建興」奉用を、「張氏政權の構成員であった在地漢人層たちの意識」と併せて考察すべきことを論じる。

王逸之・王興鋒「前涼與兩晉關係及國祚問題探析」（『西安文理學院學報（社會科學版）』二〇一四年三期）は、張寔が「建興」を繼續的に奉用した意圖は、西晉の正統を繼ぐ旗幟を振ることで領民の支持をとりつけ、内政を慰撫し、統治を強化することにあつたとみならず、「河西著姓與民衆」の支持を重視する點で、佐藤論文に近い立場である。

一方で註（13）賈論文は、前涼張氏が「建興」を長期にわたり奉用したのは、張氏自身が西晉王朝の正統を繼ぎ、中國統一の大業を果たす野心を示すものである、と指摘しており、さらに敦煌研究院馬德氏の教示を受け、前涼域内における建康郡の設置について、「偏安江南」の東晉王朝と正統を争う意圖があつたのではないかと推察している。これらの論點は賈論文の主題ではないため、個別の史料に基づいて立證されているわけではないが、前涼張氏自身に「繼承西晉王朝正統」「與偏安江南の東晉王朝爭奪正統」の意識があつたという指摘は、後述する本稿の論旨とも通じるものである。なお、白須淨眞「前涼・張駿の行政區劃改編と涼州・建康郡の設置——改編年次に係わる司馬光の見解と考古資料による新見解」（『敦煌寫本研究年報』八、二〇一四年）は賈論文と逆に、前涼における建康郡設置の狙いについて、「東晉に臣を稱し大將軍を授與された張駿が、その臣稱の證、あるいは東晉との友好を記念して、東

晉の都の名を取った新都を設置」した可能性を示唆する。

(54) 山口洋「西晉愍帝時期の政局と雍州・秦州の動向」『中央大學アジア史研究』二四、二〇〇〇年、李永生「釋」立功郷里——西晉愍帝政權研究之一』『瑤珈史苑』二〇〇一年卷。

(55) 愍帝即位の正統性は、愍帝がその時點で武帝の血を引く唯一の宗室であることによつて擔保されていた。よつて、子のない愍帝亡き後は西晉の初代皇帝である武帝の子孫は絶無となり、西晉帝室の系統による「晉」復興が不可能になつたことは各地の親晉勢力にも速やかに了解されたであろう。そして、西晉末の華北親晉勢力の中心であつた劉琨が、東晉初代の元帝となる琅邪王（晉主）司馬睿に即位を請願するために執筆した「勸進表」において「宣皇之胤、惟有陛下」と強調し、「河朔征鎮夷夏一百八十八人」と聯名して上表したように（『晉書』卷六元帝紀建武元年六月丙寅條、卷六二劉琨傳）、武帝はおろか宣帝司馬懿の血をひく宗室さえもはや司馬睿の他にいないことも廣く認識されていたと見られる。司馬睿は西晉帝室の本流からみれば傍系出身であるとはいえ、江南に限らず中國各地からの大規模な「勸進」および愍帝の意向を受ける形で即位した以上、「天下」西晉舊領の正統な皇帝である、という認識は、「勸進」に参加した各地の親晉勢力（張寔も含む）に共有されていたと言えよう。

(56) 『晉書』愍帝紀建興元年五月壬辰條「以鎮東大將軍・琅邪王睿爲侍中・左丞相・大都督陝東諸軍事、大司馬・南陽

王保爲右丞相・大都督陝西諸軍事」。

(57) 『晉書』愍帝紀建興元年五月壬辰詔二首（司馬睿と司馬保宛ての一首と、司馬睿單身に宛てた一首）の内容と意義については、拙稿「西晉愍帝政權再攷・長安からの「中興」と秩序形成」（『東方學』一三三、二〇一六年）参照。

(58) 趙立新「分陝」與兩晉之間的政治分立（『西晉末年至東晉時期的「分陝」政治——分權化現象下的朝廷與州鎮』第二章、花木蘭文化出版社、二〇〇九年）もまた、愍帝政權末期に涼州刺史の張寔が「分陝」の任を授けられたことを指摘するが、同論文はこの措置について、「愍帝原意在司馬保「當入輔弼」之後、由張寔承擔長安以西的藩屏重任」とみなす。

(59) 建興元年（三二三）五月壬辰、司馬睿單身に宛てられた詔（註（57）参照）。

(60) 『晉書』張駿傳「東西隔塞、踰歷年載、夙承聖德、心繫本朝。而江吳寂蔑、餘波莫及、雖肆力修塗、同盟靡恤。奉詔之日、悲喜交并。天恩光被、褒崇輝渥、即以臣爲大將軍・都督陝西雍秦涼州諸軍事。休耀振赫、萬里懷戴、嘉命顯至、銜感屏營。【中略】臣聞少康中興、由於一旅、光武嗣漢、眾不盈百、祀夏配天、不失舊物、況以荆揚標悍、臣州突騎、吞噬遺羯、在於掌握哉。願陛下敷弘臣慮、永念先績、敕司空鑒・征西亮等汎舟江河、使首尾俱至也」。

(61) 第三代張茂から第四代張駿への交替は東晉明帝の太寧二年（三三四）にあたるが、『晉書』張駿傳には「先是「建興四年（三二六）以後、張茂を繼ぐ以前」、愍帝使人黃門

侍郎史淑在姑臧。左長史氾禕・右長史馬謨等諷淑、令拜駿使持節・大都督・大將軍・涼州牧・領護羌校尉・西平公、すなわち長安陥落後に涼州の治所姑臧に留まっていた愍帝の使者史淑が張茂の屬僚らに促され、張茂を繼いだ張駿を涼州牧等に任じたことある。史淑は愍帝の名代として権限を行使した以上、張駿が稱臣する相手はあくまで愍帝であり、長安朝廷の實體がなくとも愍帝の年號を奉じ續けるべき、という名分論は、東晉から官爵を受けるまでは成立し得たとも言える。

(62) 『晉書』卷一〇八慕容皝載記所收の慕容皝から陶侃へ宛てた書簡。拙稿「東晉初期の周縁と天下觀・慕容皝と陶侃の往復書簡を手がかりに」（『東洋學報』九七（三）、二〇一五年）参照。

(63) 外戚庾氏を中心であった長兄庾亮の歿後、都督江荆司雍梁益六州諸軍事等の官を以て武昌に出鎮していた庾翼は、成帝の次の康帝の治世に、東北地域の晉朝藩屏である慕容皝と涼州の張駿に遣使し、後趙と成漢に對する共同作戰を提案した。『通鑑』卷九七建元元年條「以滅胡取蜀爲己任、遣使東約燕王皝、西約張駿、刻期大舉」。

(64) 武守志「五凉政權與中原江左政權的關係」（『蘭州教育學院學報』一九八五年三期）および趙向群「前涼的强盛」（『五凉史探』前涼篇三、甘肅人民出版社、一九九六年）もまた、張駿がこの上表文中で「對東晉統治者苟安江表、無志北伐的批評」を展開していること、そして挾撃作戰提案の背景として、前涼に隣接する後趙・成漢の脅威があった

ことを指摘する。

(65) 蘇峻の亂鎮壓の第二の功勞者である都督徐兪青州軍事・兪徐二州刺史都鑿は、咸和四年(三二九)の論功行賞において司空等の官爵を拜するものの建康に留まらず廣陵へ歸還し、後に對岸の京口へ遷鎮した。蘇峻らの蜂起を招いた外戚の中書令庾亮は豫州刺史・都督等の官を以て蕪湖に出鎮した。しかし蘇峻の亂鎮壓の第一の功勞者であり武昌に出鎮していた陶侃が咸和九年(三三四)六月に歿すると、庾亮はその十數日後に都督江荆豫益梁雍六州諸軍事・征西將軍等の官を拜して武昌に出鎮した(『晉書』卷七咸帝紀咸和九年六月條および卷七三庾亮傳)。よつて張駿の上表文末尾にいう「敕司空鑿・征西亮等汎舟江河、使首尾俱至也」とは、咸和九年六月以降の東晉出鎮體制を把握した上で、前涼と東晉の合同軍事作戦において、長江河口域の廣陵/京口に出鎮する都鑿は長江を、長江中流域の武昌に出鎮する庾亮は漢水を利用して出兵せよ、と建議するものである。

ただし、上表文中盤に「勅雄既死」「季龍・李期之命曾不崇朝、而皆篡繼凶逆」とあるとおり、張駿の上表文作成時點は、庾亮の武昌出鎮後のみでなく、石勒・李雄の歿後、かつ石虎・李期が後趙・成漢の君主になった後であることが示される。李期が前代(李班)を弑したのが咸和九年(三三四)十月、石虎が前代(石弘)を弑したのが同年十一月であり、庾亮の武昌出鎮よりやや遅れる。『通鑿』は張駿の上表を卷九五咸康元年(三三五)に繋げる。

(66) 「閔宗周也。周大夫行役至于宗周、過故宗廟宮室、盡爲禾黍。閔周室之顛覆、彷徨不忍去、而作是詩也」。

(67) 『晉書』張駿傳に「咸和九年以降は、自是每歲使命不絶」とあるように、張駿の上表文が作成されたと考えられる當時、涼州と建康(揚州)の間を毎年行き來する使者を通じて前涼が東晉内部の最新情勢を入手する條件は整っていた。

(68) 前引段落中の「臣前章懇切、欲齊力時討」という句からは、張駿がこれ以前に上表文を成帝に送っていたことが知られるが、その主旨も挾撃作戦の提案であつたと見られる。

(69) 註(62)の慕容廆から陶侃へ宛てた書簡(『通鑿』はこれを卷九四咸和六年(三三一)に繋げる)、および『晉書』卷一一〇慕容皝載記所收の慕容皝から成帝へ宛てた上表文(庾亮が歿した咸康六年(三四〇)正月以降の作成)。ただし後者は外戚庾氏の抑制を目的とする上表であるため、庾亮の專制によつて招來された蘇峻の亂の慘禍を強調するのは必然ではある。

(70) 張茂の死歿および張駿の繼位は張茂の治世第四年すなわち東晉明帝の太寧二年(三二四)であるが、『十六國春秋』前涼錄は明くる三二五年を張駿治世の元年と數える。なお『晉書』張駿傳は「太寧元年(三二三)、駿猶稱建興十二年」として、それに次いで元帝崩問が涼州に到達し「黃龍」が出現したとするが、建興十二年は三二四年である。本稿は、元帝崩問の到着を太寧三年(三二五)に繋げる。『通鑿』卷九三および『十六國春秋』前涼錄に従う。



氾禪の進言(『晉書』張寔傳のみ所收)を前涼録の時系列中に配置するとすれば、元帝崩廟の到着と同じ三二五年(前涼録のいう)張駿元年になるため、氾禪の意圖も「春秋の義」に則り踰年改元を促すことであつたと理解される。すなわち、「春秋の義」から言えば張駿元年は愍帝年號を放棄する契機として適切な時期であつたが、張駿はそれを退けたのである。

註(4) 鈴木論文は「十六國」諸國における改元の實態(即位同時改元か踰年改元か)と史料敘述上の作爲を考察する中で、「前涼の主に關しては、どの史料も一樣に踰年稱元法で編年を再現」していることを明らかにする。

(71) 『晉書』張駿傳「羣僚勸駿稱涼王、領秦涼二州牧、置公卿百官、如魏武・晉文故事。駿曰、此非人臣所宜言也。敢有言此者、罪在不赦。然境內皆稱之爲王。」「通鑑」では卷九五咸和七年(三三二)。

(72) 『魏書』卷一序紀昭成帝建國八年(三四五)條「張駿私署假涼王」。また、『十六國春秋』前涼錄「張駿の治世」二十一年「東晉穆帝の永和元年(三四五)、始置百官官號、皆擬天朝、車服旌旗、一如王者」。

(73) なお張祚は稱帝に際して(東晉の永和十年(三四四)「立宗廟、舞八佾、置百官」をおこなうとともに、文書を公布したが、その中に「昔金行「晉室の行次」失馭、……我武公「張軌の諡號」以神武撥亂、保寧西夏、貢款勤王、旬朔不絕。四祖承光、忠誠彌著。往受晉禪、天下所知、謙沖遜讓、四十年于茲矣」という文言がある。「往受晉禪」とは、

三五四年の約四〇年前、すなわち長安陷落時に愍帝が張寔に向けて發した詔(註(51))のことであろう。同詔はあくまで藩屏としての張寔に後事を託すものであり、「受晉禪」は張祚の捏造とみるべきである。だが、長安朝廷が消滅するその時に愍帝から直接に晉朝再興を託されたのが(建康の司馬睿ではなく、長安に援兵を送りつづけた)張寔であつた、という認識は、四〇年後のこの時期において

(74) 李儼の東晉年號奉用と前涼の「升平」改元の關係性については、註(53) 關尾論文が東晉の動向(桓溫の北伐)を踏まえたくうえで詳しく考察する。

(75) 註(57) 拙稿參照。

(76) 田餘慶「釋「王與馬共天下」、同氏『東晉門閥政治』北京大學出版社、一九八九年初版。

(77) 劉偉航「司馬睿對祖逖北伐態度之我見」『許昌學院學報』一九八八年二期。

(78) なお、同じ註(53) 關尾論文および註(16) 王論文に示されるように、近年の出土史料によれば、前涼は「升平」を一〇年以上奉用しつづけており(東晉では「升平」は五年で終わる)、しかもそれは、その期間東晉との交通が途絶していた故に前涼側は東晉側の改元を知る機會がなかったため、というわけではない。よって、「建興」から「升平」への切り替えとその繼續は、東晉内部の情勢に對應し東晉皇帝への忠誠を内外に顯示しようとした前涼の姿勢の表れである、とは斷じきれず、不明な點が多い。

Chinese tried to exorcize them using fire to light the night. Furthermore, we find in the *Zuozhuan* and the *Soushenji* 搜神記 that ghosts and spirits often communicated with the living through dreams. It is clear from these facts that non-human beings appeared during nighttime in ancient China too. In addition, the concern shown sounds heard in the night, such as an owl's bleating, the cry of an orphan or Baosi 褒姒, or music played by supernatural beings on the banks of the Pu River 濮水, reveal that the predominance of the sense of hearing that operated in the night.

**LEGITIMACY OF THE EASTERN JIN DYNASTY FROM  
THE PERSPECTIVE OF A “PERIPHERAL” GOVERNMENT,  
WITH A FOCUS ON THE CONTINUED USE OF THE WESTERN-JIN  
ERA NAME JIANXING FROM THE REIGN OF EMPEROR  
MIN DURING THE FORMER LIANG**

ITAHASHI Akiko

The biographies of the Former Liang 前涼 rulers are placed not in the “Records of the Regional Rulers” (*zaiji* 載記) but in the “Collected Biographies” (*liezhuan* 列傳) in the *History of the Jin* (*Jinshu* 晉書), edited in the early Tang dynasty, and that history emphasizes that the rulers maintained their loyalty to the Jin dynasty as “protectors of the realm” (*fanping* 藩屏) despite the peripheral location of the Former Liang. On the other hand, the Former Liang continued to use the era name Jianxing 建興 of the Western-Jin Emperor Min (愍帝) in its territory although it had decided to submit to the Eastern Jin dynasty after the fall of the Western Jin. Excavated materials in recent decades have proved that Jianxing was used for more than 40 years in the area of Hexi 河西, and that it also came to be used in the Western Regions (*xiyu* 西域). The purpose, however, of the continuation of the use of Jianxing in the Former Liang has yet to be fully scrutinized.

Since the beginning of its foundation, the Former Liang had continued its support for the Western Jin dynasty on the verge of its fall (during the reigns of Emperor Huai through Emperor Min) to some extent. Especially during the reign of Emperor Min, who relocated the capital to Chang'an 長安, the Former Liang (under the first ruler, Zhang Gui 張軌, and the second, Zhang Shi 張寔) built up a record of loyal service as the most loyal *fanping* among all the *fanping* of the Jin dynasty by often dispatching troops to defend Chang'an. In the reign of Emperor Min, the Zhang family rulers of the Former Liang occupied a position similar to that

of Sima Rui 司馬睿 in Jiankang 建康 because both were *fanping* that submitted to Emperor Min in Chang'an from distant areas and supported the emperor's conception of a world (*tianxia*) that should be ruled by the Jin dynasty.

After the death of Emperor Min, the Former Liang (under the second ruler, Zhang Shi) agreed to the enthronement of Sima Rui, the first emperor of the Eastern Jin dynasty. The Former Liang's envoys, however, who were sent to encourage Sima Rui to be enthroned were late for the enthronement of Sima Rui in Jiankang. As a result, among regional powers supporting the Jin dynasty, only the Former Liang was deprived of the opportunity to openly recognize the legitimacy of Sima Rui's enthronement. After that, the Former Liang still continued using Emperor Min's era name Jianxing. About 20 years after the founding of the Eastern Jin dynasty, the Former Liang (under the fourth ruler, Zhang Jun 張駿) resumed the dispatch of envoys to the Eastern Jin dynasty, but the message in a petition to the third emperor of the Eastern Jin, Emperor Cheng clearly stated disappointment with the failure to mount Northern Expeditions by the Eastern-Jin emperors. This does not seem to have been meant to blame Emperor Cheng himself, but seems to have expressed discontent with continued failure to carry out loyal service, in other words, dissatisfaction with the basic policy adopted during the reign of Sima Rui as Prince of Langya 琅邪 to preserve his own power inside southeastern China and the continuation of the policy by the Eastern-Jin emperors following Sima Rui. Therefore, the continuation of the use of Jianxing in the Former Liang can be considered to have been aimed at demonstrating the order of the Western Jin court in the reign of Emperor Min, based on a critical stance on Prince of Langya Sima Rui's failure to perform loyal service and the continued failure to mount Northern Expeditions after the foundation of the Eastern Jin dynasty.

**A GLIMPSE AT THE DIPLOMACY BETWEEN THE MING COURT  
AND THE TOYOTOMI GOVERNMENT : THE MEANING OF  
THE *ZHAFU* 箭付 MILITARY RANKS ISSUED BY  
THE MING MINISTRY OF WAR**

ONO Koji

In the middle of *Renchen* War (壬辰戰爭 1592-1598), peace negotiations were carried out between the Ming court and the Toyotomi government. During that period, *zhafu* 箭付 documents reporting the bestowal by the Ming Ministry of War